

第3次砺波市健康プラン21(砺波市健康増進計画・自殺対策計画)策定支援業務プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、第3次砺波市健康プラン 21(砺波市健康増進計画・自殺対策計画)策定支援業務委託の受注候補者を公募型企画提案(プロポーザル)により選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 業務委託概要

(1) 業務名

第3次砺波市健康プラン21(砺波市健康増進計画・自殺対策計画)策定支援業務

(2) 業務の内容

第3次砺波市健康プラン21(砺波市健康増進計画・自殺対策計画)策定支援業務仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(4) 見積上限額

4,400,000円(消費税及び地方消費税含む)

3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、砺波市契約規則を遵守したうえ、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 「健康増進計画」及び「自殺対策計画」に関し実績のあること。
- (2) 本業務を主に担当する者(事務局と業務について協議し、中心となって計画策定支援業務を行う者をいう。)については、上記(1)の計画業務経験者とする。
- (3) 令和5年度砺波市入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (5) 本業務委託の公募開始の日から業務委託契約締結の日までの間のいずれかの日においても、本市から指名停止を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による会社更生手続き開始の申し立て又は、民事再生法(平成11年法律第225条)の規定による再生手続きの開始の申し立てがなされていないこと。
- (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団員と密接な関係を有しないものであること。
- (8) 国税、地方税を滞納していないこと。

4 選考スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール(概要)は以下のとおり。

内 容	期 間 等
公募の開始	令和5年4月3日(月)
質問の受付	令和5年4月3日(月)から令和5年4月7日(金)正午まで *質問は電子メールにて受付ける。 (E-mail:kenko@city.tonami.lg.jp) 電子メール送信後、健康センターに確認の電話をすること。
質問の回答	令和5年4月11日(火) *質問の回答は、参加申し込みをしたすべての事業者に電子メール等で回答するとともに、ホームページに掲載する。なお、質問の内容によっては、回答が示されない場合もあるので留意すること
参加申込書の提出	令和5年4月3日(月)から令和5年4月14日(金)までの土日祝を除く午前9時から午後4時まで。(郵便の場合は必着)
企画提案書等の提出	令和5年4月21日(金)から令和5年4月28日(金)までの土日祝を除く午後9時から午後4時まで。(郵便の場合は必着)
プレゼンテーションの実施	令和5年5月12日(金)午後1時から
選定結果の通知	令和5年5月15日(月)までに電子メールで通知する予定。
契約締結	令和5年5月17日(水)頃までの契約締結を予定している。

5 参加申し込み

このプロポーザルに参加する意思がある場合は、「参加申込書(様式1)」、「業務経歴書(様式3)」を提出すること。

(1) 本業務に関する書類の提出及び問い合わせ先

砺波市健康センター

〒939-1395 富山県砺波市新富町1番61号

電話 0763-32-7062

FAX 0763-32-7059

メールアドレス kenko@city.tonami.lg.jp

(2) 関係書類の交付

当市のホームページからダウンロードにより交付する。

(3) 提出方法

必要事項を記入し、持参又は郵送にて提出すること。

(4) プロポーザルに関する質疑

質疑がある場合は、上記の問い合わせ先に連絡すること。

(5) 説明会の開催

本プロポーザルに関する事前説明会は行わない。

6 企画提案書等の提出

参加事業者は、次に掲げる書類を提出すること。

	提出書類	部数	注意事項
①	届出書	1部	指定様式による(様式2)
②	業務経歴書	8部	指定様式による(様式3)
③	実施体制調書	8部	指定様式による(様式4)
④	配置予定者調書	8部	指定様式による(様式5)
⑤	企画提案書	8部	業務全般に関する企画、提案(任意様式)
⑥	業務工程表	8部	業務実施にあつたての工程(任意様式)
⑦	見積額	8部	任意様式(積算内訳も提出) *業務内容の項目毎に記載すること。

(1) 提出先

参加申し込みの提出先と同じ。

(2) 関係書類の交付

当市ホームページからダウンロードにより交付する。

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。

(4) 留意事項

左綴りとし、用紙サイズは A4 判を基準とする。A3 判を含む場合は、折り込み等を行い A4 サイズに統一すること。

なお、②～⑦の書類については、作成した事業者名を特定できる内容の記述はしないこと。

7 企画提案書の作成及び留意事項

(1) 企画提案書の規格

A4 版縦とし、書式、項数については特に定めのないものとする。ただし、文字の大きさなど見やすさに留

意すること。

(2) 企画提案書の構成(以下の内容について、簡潔に記載すること)

ア 健康増進計画、自殺対策計画の基本的な考え方

イ 企画提案のポイント

砺波市の現状・課題、社会情勢(国や県の動向)に関する認識
独自の提案、工夫などアピールしたい事項

(3) その他

仕様書に記載のない業務であっても、必要と考えられる業務がある場合は、委託限度額の範囲内で提案しても構いません。

8 審査

評価は、本市規定の評価基準により行う。審査委員会による審査結果の合計点が上位の者をを契約予定事業者に決定し、次に得点の高かった者を、次点の契約予定者として決定する。最高点に同数があつた場合は、審査委員会が決定する、

契約予定者が何らかの理由により契約を行えなかった場合には、次点の者の契約予定事業者とする。審査委員会での選考は非公開とする。

9 プレゼンテーションの実施

提出された企画提案書に基づき、プレゼンテーションを開催し、質疑応答を行う。

(1) 日 時 令和5年5月12日(金) 午後1時

(2) 開催場所 砺波市役所 第9会議室 5分前には待機願います。

(3) プレゼンテーションは1社20分以内(説明15分、質疑応答5分)とし順次個別に行うものとする。

(4) プレゼンテーションの日、時間、場所、順番については別途通知するものとする。

10 結果の通知及び公表

選考結果は、提案者全員に通知する。なお、審査内容の詳細については非公開とし、審査内容についての問い合わせ及び審査結果に対する異議の申し立ては一切受け付けない。

11 契約の締結

審査により選定された契約予定者と契約交渉を行う。契約内容については企画提案書の内容を基本とし、本市との契約予定者が協議のうえ確定するものとする。

12 その他

- (1) プロポーザル実施要領等の承諾参加希望者は、参加申込書 の提出をもって、プロポーザル実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) このプロポーザルへの参加にあたって必要となる費用の全額は、参加する事業者の負担とする。
- (3) 提出書類の著作権は参加する事業者に帰属する。ただし、本市がこの公募型プロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (4) 提出書類については、砺波市情報公開条例に基づき、情報公開の対象となる。
- (5) 提出された書類は一切返却しない。
- (6) 以下のいずれかに該当するときは、参加を無効とする。
 - ア 参加資格を欠くもの。
 - イ 提出書類に虚偽の記載があったと認められるもの。
 - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
 - エ 信義に反する行為があったとき。
 - オ その他選考に係る不正行為があったもの。
- (7) プロポーザル実施要領及び仕様書に定めるものの他、応募にあたって仕様の変更があった場合には、参加希望者に通知する。